

個票3 各精神病棟の状況（個票2の続き）

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

※すべての病棟について、個々の状況を記入する。（個票1「精神病棟数」の計と同数の通し番号まで、状況を記入する。）病棟数が20を超える場合は個票4に続きを記入する。

「①開放区分」及び「②入院料等の届出」は、下段のコード一覧から該当するものを選び、それぞれ1つずつコード値を記入する。

※「精神病棟数」のタテの計は、個票1「精神病棟数」の計と一致するように、また「在院患者数」各項目のタテの計は、個票12の(A)、(1)～(13)とそれぞれ一致するように記入する。

(平成22年6月30日現在)

通し番号	精神病棟数	下記一覧よりコードを選び、あてはまる記入欄の番号にそれぞれ○印を1つずつ記入。																
		① 開放区分	② 入院料等の届出	年齢階級別					在院期間別 ※入院（院内からの転機を含まない）から調査時点までの期間を記入すること。									
				20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	1カ月未満	1カ月以上 3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		
11		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
12		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
13		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
14		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
15		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
16		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
17		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
18		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
19		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
20		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															

①開放区分

1. 夜間外開放…………… 少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入りに施錠していない病棟。
2. 終日閉鎖…………… 原則として終日、病棟の出入りに施錠している病棟。
3. 上記以外…………… 病棟の出入りに施錠しないのが一日4時間など、「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟。

②入院料等の届出

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| 11. 精神科救急入院料 1 | 51. 1 0 対 1 入院基本料 |
| 12. 精神科救急入院料 2 | 52. 1 3 対 1 入院基本料 |
| 13. 精神科救急・合併症入院料 | 53. 1 5 対 1 入院基本料 |
| 14. 精神科急性期治療病棟入院料 1 | 54. 1 8 対 1 入院基本料 |
| 15. 精神科急性期治療病棟入院料 2 | 55. 2 0 対 1 入院基本料 |
| | 56. 特別入院基本料 |
| 21. 精神療養病棟入院料 | |
| 22. 認知症治療病棟入院料 1 | 61. 特定機能病院入院基本料（7 対 1） |
| 23. 認知症治療病棟入院料 2 | 62. 特定機能病院入院基本料（1 0 対 1） |
| | 63. 特定機能病院入院基本料（1 3 対 1） |
| | 64. 特定機能病院入院基本料（1 5 対 1） |
| 31. 特殊疾患病棟入院料 | |
| 32. 小児入院医療管理料 3 | |
| | 99. その他 |
| 41. 急性期入院対象者入院医学管理料（医療観察法） | |
| 42. 回復期入院対象者入院医学管理料（医療観察法） | |
| 43. 社会復帰期入院対象者入院医学管理料（医療観察法） | |

個票4 各精神病棟の状況（個票3の続き）

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

※すべての病棟について、個々の状況を記入する。（個票1「精神病棟数」の計と同数の通し番号まで、状況を記入する。）

「①開放区分」及び「②入院料等の届出」は、下段のコード一覧から該当するものを選び、それぞれ1つずつコード値を記入する。

※「精神病床数」のタテの計は、個票1「精神病床数」の計と一致するように、また「在院患者数」各項目のタテの計は、個票12の(A)、(1)～(13)とそれぞれ一致するように記入する。

(平成22年6月30日現在)

通し 番号	精神 病床数	下記一覧よりコードを選び、あてはまる記入欄の番号に それぞれ○印を1つずつ記入。		計	在院患者数														
		① 開放区分	② 入院料等 の届出		年齢階級別					在院期間別 ※入院(院内からの転棟を含まない)から調査時点までの期間を記入すること。									
					20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	1カ月未満	1カ月以上 3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		
21		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99																
22		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99																
23		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99																
24		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99																
25		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99																
26		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99																
27		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99																
28		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99																
29		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99																
30		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99																

①開放区分

- 夜間外開放…………… 少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入り口に施錠していない病棟。
- 終日閉鎖…………… 原則として終日、病棟の出入り口を施錠している病棟。
- 上記以外…………… 病棟の出入り口を施錠しないのが一日4時間など、「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟。

②入院料等の届出

- | | | |
|-------------------------------|---------------------------|-------|
| 11. 精神科救急入院料 1 | 51. 1 0 対 1 | 入院基本料 |
| 12. 精神科救急入院料 2 | 52. 1 3 対 1 | 入院基本料 |
| 13. 精神科救急・合併症入院料 | 53. 1 5 対 1 | 入院基本料 |
| 14. 精神科急性期治療病棟入院料 1 | 54. 1 8 対 1 | 入院基本料 |
| 15. 精神科急性期治療病棟入院料 2 | 55. 2 0 対 1 | 入院基本料 |
| | 56. 特別入院基本料 | |
| 21. 精神療養病棟入院料 | | |
| 22. 認知症治療病棟入院料 1 | 61. 特定機能病院入院基本料 (7 対 1) | |
| 23. 認知症治療病棟入院料 2 | 62. 特定機能病院入院基本料 (1 0 対 1) | |
| | 63. 特定機能病院入院基本料 (1 3 対 1) | |
| | 64. 特定機能病院入院基本料 (1 5 対 1) | |
| 31. 特殊疾患病棟入院料 | | |
| 32. 小児入院医療管理料 3 | | |
| | 99. その他 | |
| 41. 急性期入院対象者入院医学管理料 (医療観察法) | | |
| 42. 回復期入院対象者入院医学管理料 (医療観察法) | | |
| 43. 社会復帰期入院対象者入院医学管理料 (医療観察法) | | |

個票5 認知症治療病棟の状況

※「個票2～4 各精神病棟の状況」において、「22.認知症治療病棟入院料1」
ないし「23.認知症治療病棟入院料2」に○印を付けた施設のみ個票5を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

平成21年6月1ヶ月間(30日間)で、認知症治療病棟に入院(院内からの転棟を含まない)した患者について記入すること。

平成21年6月1ヶ月間の入院患者数

家族と同居
あるいは単身に
関わらず施設外
で生活するもの。

グループホーム・
ケアホーム・社会
復帰施設・福祉
ホーム・障害者支
援施設等・高齢
者福祉施設等に
退院したものを。

内訳	退院患者数 ※入院形態変更は退院に含めない。											
	平成21年						平成22年					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
家庭復帰等												
グループホーム・ケアホーム ・社会復帰施設等												
転院・院内転科												
死 亡												
合 計												

平成22年 6月1日の 残留患者数

平成21年6月1ヶ月間の入院患者数＝各月の合計＋平成22年6月1日の残留患者数となる。

入院患者が身体的疾患により転院または院内
転科した場合もカウントする。

平成22年6月1ヶ月間 に院内の他の病棟か ら転棟した患者数	平成22年6月1ヶ月間 に院内の他の病棟に 転棟した患者数

個票6 応急入院患者の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

※「個票1 精神科病院の施設・病床の状況」において、「病院区分④」の「応急入院指定病院」で「1. 該当」に○印を付けた施設のみ下表を記入

平成21年4月～平成22年3月末の1年間に応急入院した患者について記載。
 上記期間中に実績のない場合は、総数合計(i)ならびに計(ii)欄にそれぞれ“0”を記入すること。

疾患名	総数	年令階級別患者数 ※入院時の年齢											
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
F0 症状性を含む器質性精神障害													
F00 アルツハイマー病型認知症													
F01 血管性認知症													
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害													
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害													
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害													
覚せい剤による精神及び行動の障害													
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害													
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害													
F3 気分(感情)障害													
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害													
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群													
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害													
F7 精神遅滞[知的障害]													
F8 心理的発達の障害													
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害													
てんかん(F0に属さないものを計上する)													
その他													
合 計	(i)												

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

上表の「総数合計(i)」と、下表の「計(ii)」が同数となる

下表の、応急入院後の状況については、応急入院を終えた直後の状況を記入								
計	自院に継続入院			他の精神科病院の精神病床	一般病床	退院(転院なし)	死亡	不明、その他
	医療保護入院	任意入院	その他入院					
(ii)								

個票7 精神科病院の精神科デイ・ケア等の状況

※精神科デイ・ケア等を実施している病院で、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

保険診療の請求を行っているサービスの、平成22年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。

	実施日数	延べ利用者数	利用実人員		利用実人員の居住地					
			うち 平成22年6月 1ヶ月間の 新規利用者		在宅	グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設等	高齢者福祉施設	その他	不明	
精神科ショート・ケア										
精神科デイ・ケア										
精神科ナイト・ケア										
精神科 デイ・ナイト・ケア										
重度認知症患者 デイ・ケア										

重度認知症患者デイ・ケア料の請求を行っているものを記入。

6月1ヶ月間(30日間)の新規利用者を内数で記入。

左表「利用実人員」と、右表「利用実人員の居住地」の「在宅」～「不明」の計が、一致するように記入。

障害者支援施設、福祉ホームB型を含む。

介護保険における施設サービス、認知症高齢者グループホーム。

個票8 精神科病院の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員

※精神科デイ・ケア等を実施している病院で、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

「精神科ショート・ケア」「精神科デイ・ケア」「精神科ナイト・ケア」「精神科デイ・ナイト・ケア」のいずれかを利用した者について、平成22年6月30日あるいは直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。
 【平成22年6月30日がサービス休業の場合、直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。重度認知症患者デイ・ケアは除く。】

疾患名	総数	年齢階級別患者数												
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上				
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
F0 症状性を含む器質性精神障害														
F00 アルツハイマー病型認知症														
F01 血管性認知症														
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害														
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害														
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害														
覚せい剤による精神及び行動の障害														
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害														
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害														
F3 気分(感情)障害														
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害														
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群														
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害														
F7 精神遅滞[知的障害]														
F8 心理的発達の障害														
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害														
てんかん(F0に属さないものを計上する)														
その他														
合 計														

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

6月30日ないし直前のサービス実施日に、利用者および実績がない場合は、「総数・合計」欄に“0”を記入する。

個票9 精神科病院が実施している精神科訪問看護の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

精神科病院が平成22年6月1ヶ月間(30日間)に実施し、精神科訪問看護・指導料を請求した患者について実人数を記入。

疾患名	総数	年齢階級別患者数											
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
F0 症状性を含む器質性精神障害													
F00 アルツハイマー病型認知症													
F01 血管性認知症													
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害													
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害													
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害													
覚せい剤による精神及び行動の障害													
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害													
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害													
F3 気分(感情)障害													
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害													
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群													
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害													
F7 精神遅滞[知的障害]													
F8 心理的発達の障害													
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害													
てんかん(F0に属さないものを計上する)													
その他													
合 計	(j)												

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

個票13 「平成22年6月1ヶ月間の訪問看護」実人数(j)と一致すること。

個票10 精神科病院在院患者の処遇

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

(A)(B)(C)(D)(E)は、各々「個票11 精神科病院在院患者の状況」の(A)(B)(C)(D)(E)の男女合計、「個票12 在院期間・年齢別の在院患者数」の(A)(B)(C)(D)(E)と同数になっていること。

病棟「計」は、内数の「夜間外開放」～「左記以外」の計と一致する。
 在院患者数「合計」は、内数の「措置入院」「医療保護入院」「任意入院(計)」「その他入院」の計と一致する。
 任意入院「計」は、内数の個別処遇「開放処遇」～「患者の意思による開放以外の処遇」の計と一致する。

		計	病棟			保護室の 隔離患者数	身体的拘束を 行っている患者数
			夜間外開放	終日閉鎖	左記以外		
在 院 患 者 数	合計	(A)					
	措置入院	(B)					
	医療保護入院	(C)					
	任意入院	(D)					
	個別の処遇						
	開放処遇						
	開放処遇を制限 患者の意思による開放以外の処遇						
その他入院	(E)						

(平成22年6月30日現在)

「措置入院」
 他都道府県又は指定都市が当該入院措置を採った者も含めて、入院している措置入院患者すべてについて計上する。

「その他入院」
 精神保健福祉法に基づく緊急措置入院、応急入院、児童福祉法に基づく施設への入院および医療観察法による入院等について計上する。

「夜間外開放」
 少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入りに施錠していない病棟。
「夜間外開放の病棟」にあつて「開放処遇を制限」「患者の意思による開放以外の処遇」に該当する患者は、施錠できる病室等に入室している患者をいう。

「終日閉鎖」
 原則として終日、病棟の出入りに施錠している病棟。

「左記以外」
 病棟の出入りに施錠しないのが一日4時間など、「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟。

内側から患者本人の意思によっては出ることができない部屋の中へ一人だけで入室させることにより当該患者を他の患者から遮断する行動の制限をいい、12時間を超えるものを計上する。

衣類または綿入り帯等を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限を行った患者数を計上する。

個票11 精神科病院在院患者の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

(平成22年6月30日現在)

疾患名	総数	年齢階級別患者数										入院形態別患者数								
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上		措置入院 患者数		医療保護 入院患者数		任意入院 患者数		その他の 入院患者数		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
F0 症状性を含む器質性精神障害																				
F00 アルツハイマー病型認知症																				
F01 血管性認知症																				
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害																				
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害																				
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害																				
覚せい剤による精神及び行動の障害																				
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害																				
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害																				
F3 気分(感情)障害																				
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害																				
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群																				
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害																				
F7 精神遅滞[知的障害]																				
F8 心理的発達の障害																				
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害																				
てんかん(F0に属さないものを計上する)																				
その他																				
合 計	(A)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(B)	(C)	(D)	(E)										

(1)(2)(3)(4)(5)の男女合計は、各々「個票12 在院期間・年齢別の在院患者数」の(1)(2)(3)(4)(5)と同数になっていること。

(A)(B)(C)(D)(E)の男女合計は、各々「個票10 精神科病院在院患者の処遇」、「個票12 在院期間・年齢別の在院患者数」の(A)(B)(C)(D)(E)と同数になっていること。

個票12 在院期間・年齢別の在院患者数

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

(A)(B)(C)(D)(E)は、各々「個票10 精神科病院在院患者の処遇」の(A)(B)(C)(D)(E)、「個票11 精神科病院在院患者の状況」の(A)(B)(C)(D)(E)男女合計と回数になっていること。
 また、(1)(2)(3)(4)(5)は、各々「個票11 在院期間・年齢別の在院患者数」の(1)(2)(3)(4)(5)と同数になっていること。

(平成22年6月30日現在)

		区分	1カ月未満	1カ月以上 3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	合計
合計	20歳未満									////	(1)
	20歳以上40歳未満										(2)
	40歳以上65歳未満										(3)
	65歳以上75歳未満										(4)
	75歳以上										(5)
	計	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(A)	
措置入院	20歳未満									////	
	20歳以上40歳未満										
	40歳以上65歳未満										
	65歳以上70歳未満										
	70歳以上75歳未満										
	75歳以上										
	計										(B)
医療保護入院	20歳未満									////	
	20歳以上40歳未満										
	40歳以上65歳未満										
	65歳以上75歳未満										
	75歳以上										
	計										(C)
任意入院	20歳未満									////	
	20歳以上40歳未満										
	40歳以上65歳未満										
	65歳以上75歳未満										
	75歳以上										
	計										(D)
その他入院	20歳未満									////	
	20歳以上40歳未満										
	40歳以上65歳未満										
	65歳以上75歳未満										
	75歳以上										
	計										(E)

注:
 過去に入院形態の変更があったとしても、入院が継続している場合は、1回の在院期間として扱い、入院形態の欄には、平成22年6月30日現在の入院形態を記入してください。(ただし、医療観察法の鑑定入院は在院期間に含める。)
 (例)

個票14 精神科病院平成21年6月入院患者の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

「個票13 精神科病院の外来・入院状況」において、平成21年6月1カ月間に新たに入院した患者についての状況を記入すること。

(平成21年6月)

疾患名	総数	年齢階級別患者数 ※入院時の年齢					入院形態別患者数			
		20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	措置入院 患者数	医療保護 入院患者数	任意入院 患者数	その他の 入院患者数
F0 症状性を含む器質性精神障害										
F00 アルツハイマー病型認知症										
F01 血管性認知症										
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害										
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害										
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害										
覚せい剤による精神及び行動の障害										
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害										
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害										
F3 気分(感情)障害										
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害										
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群										
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害										
F7 精神遅滞[知的障害]										
F8 心理的発達の障害										
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害										
てんかん(F0に属さないものを計上する)										
その他										
合 計	(N)									

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

(N)は、「個票13 精神科病院の外来・入院状況」の「平成21年6月1カ月間の入院患者数」の(N)と同数になっていること。

個票15 平成22年6月1日残留患者の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

「個票13 精神科病院の外来・入院状況」において平成21年6月に入院し、平成22年6月1日に退院しないままに残留している患者について、疾患別の患者数を記入すること。

(平成22年6月1日現在)

疾患名	総数	年齢階級別患者数 ※入院時の年齢					入院形態別患者数			
		20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	措置入院 患者数	医療保護 入院患者数	任意入院 患者数	その他の 入院者数
F0 症状性を含む器質性精神障害										
F00 アルツハイマー病型認知症										
F01 血管性認知症										
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害										
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害										
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害										
覚せい剤による精神及び行動の障害										
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害										
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害										
F3 気分(感情)障害										
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害										
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群										
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害										
F7 精神遅滞[知的障害]										
F8 心理的発達の障害										
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害										
てんかん(F0に属さないものを計上する)										
その他										
合 計	(Z)									

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

(Z)は、「個票13 精神科病院の外来・入院状況」の「平成22年6月1日の残留患者数」の(Z)と同数になっていること。

個票17 精神科診療所等の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

個票17～20の精神科診療所等は、施設区分1～3のいずれかに該当する医療機関。

診療所名・病院外来名・精神保健福祉センター名

施設区分 【いずれか1つに○印】

1. 医療法に基づく標ぼう科目を「精神科」「神経科」としている診療所
2. 精神病床を有しない病院の「精神科」「神経科」外来
3. 精神科外来を行っている精神保健福祉センター

※ただし、特別養護老人ホーム、家裁医務室、企業診療所等一般住民を対象としない施設は除く。

施設所在地の郵便番号

大口事業所の個別番号(***-8****)でなく、所在町域・字の番号を記載。

1) 従業者

「常勤」は、精神科の業務に、日に概ね8時間以上、週4日以上勤務を目安とする。
「非常勤」は、「常勤」以外で精神科の業務に週1回程度以上勤務している者。

(平成22年6月30日現在)

医 師		うち 指定医		作業療法士		ソーシャルワーカー(社会福祉士を含む)				臨床心理技術者		看護師		准看護師	
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤

2) 患者数

平成22年6月30日あるいは直前の診療日(1日)の状況を記入。
【平成22年6月30日が休診の場合、直前の診療日(1日)の状況を記入。】
※実績のない場合は、それぞれのチェックボックスにレ点を入れてください。

6月30日の精神科外来受診患者の病名内訳

主たる病名が精神保健福祉法第5条の「精神障害者」である者	左記以外の者
実績なし → <input type="checkbox"/>	実績なし → <input type="checkbox"/>

※精神保健福祉法第5条の「精神障害者」
…統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者

3) 外来・訪問診療・往診・訪問看護

平成22年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。
【すべて精神科の人数を記載】
※実績のない場合は、それぞれのチェックボックスにレ点を入れてください。

医療観察法の通院処遇下で通院している対象者も含める。
通院処遇下であっても、精神保健福祉法による入院中の対象者は含めない。

平成22年6月1ヶ月間の外来受診患者数		平成22年6月1ヶ月間の訪問診療		平成22年6月1ヶ月間の往診		平成22年6月1ヶ月間の訪問看護実施	
実人員	延べ人数	実人員	延べ人数	実人員	延べ件数	実人員	延べ件数
						(iii)	
実績なし → <input type="checkbox"/>		実績なし → <input type="checkbox"/>		実績なし → <input type="checkbox"/>		実績なし → <input type="checkbox"/>	

診療報酬上「在宅患者訪問診療料」、「在宅時医学総合管理料」、「特定施設入居時等医学総合管理料」を請求した患者について記載。

診療報酬上「往診料」を請求した患者について記載。

個票20 総数合計 (iii) と一致すること。

診療報酬上「精神科訪問看護・指導料」を請求した患者について記載。

個票18 精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

保険診療の請求を行っているサービスの、平成22年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。

	実施日数	延べ利用者数	利用実人員		利用実人員の居住地					
			うち 平成22年6月1ヶ月間の 新規利用者		在宅	グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設等	高齢者福祉施設	その他	不明	
精神科ショート・ケア										
精神科デイ・ケア										
精神科ナイト・ケア										
精神科 デイ・ナイト・ケア										
重度認知症患者 デイ・ケア										

重度認知症患者デイ・ケア料の請求を行っているものを記入。

6月1ヶ月間(30日間)の新規利用者を内数で記入。

左表「利用実人員」と、右表「利用実人員の居住地」の「在宅」～「不明」の計が、一致するように記入。

障害者支援施設、福祉ホームB型を含む。

介護保険における施設サービス、認知症高齢者グループホーム。

個票19 精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

「精神科ショート・ケア」「精神科デイ・ケア」「精神科ナイト・ケア」「精神科デイ・ナイト・ケア」のいずれかを利用した者について、平成22年6月30日あるいは直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。
 【平成22年6月30日がサービス休業の場合、直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。重度認知症患者デイ・ケアは除く。】

疾患名	総数	年齢階級別患者数											
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
F0 症状性を含む器質性精神障害													
F00 アルツハイマー病型認知症													
F01 血管性認知症													
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害													
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害													
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害													
覚せい剤による精神及び行動の障害													
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害													
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害													
F3 気分(感情)障害													
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害													
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群													
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害													
F7 精神遅滞[知的障害]													
F8 心理的発達の障害													
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害													
てんかん(F0に属さないものを計上する)													
その他													
合 計													

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

6月30日ないし直前のサービス実施日に、利用者および実績がない場合は、「総数・合計」欄に“0”を記入する。

個票20 精神科診療所等が実施している精神科訪問看護の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

精神科診療所等が、平成22年6月1ヶ月間(30日間)に実施し、精神科訪問看護・指導料を請求した患者について実人数を記入。

疾患名	総数	年齢階級別患者数											
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
F0 症状性を含む器質性精神障害													
F00 アルツハイマー病型認知症													
F01 血管性認知症													
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害													
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害													
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害													
覚せい剤による精神及び行動の障害													
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害													
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害													
F3 気分(感情)障害													
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害													
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群													
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害													
F7 精神遅滞(知的障害)													
F8 心理的発達の障害													
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害													
てんかん(F0に属さないものを計上する)													
その他													
合 計	(iii)												

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

個票17「平成22年6月1ヶ月間の訪問看護実施」実人数(ii)と一致すること。

個票21 精神障害者社会復帰施設等の状況【入所系】

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

改正前の精神保健福祉法に基づく届出があった事業所等についてはすべて対象とする。

事業所等名	
-------	--

事業の種類	〔該当するものいずれか1つに○印〕
1. 生活訓練施設	
2. 入所授産施設	
3. 障害者自立支援法に基づく福祉ホーム	
4. 精神障害者福祉ホームB型	
5. その他、都道府県・市町村の単独補助を受けている居住系の施設	

本調査の依頼先(個票の作成)は、事業所単位で作成すること。
つまり、1法人で複数の事業所がある場合は複数枚作成すること。

開設者	〔該当するものいずれか1つに○印〕
1. 社会福祉法人	6. NPO法人
2. 医療法人	7. その他の法人
3. 都道府県	8. 任意団体
4. 市町村(広域行政組合を含む)	9. その他 (具体的に:)
5. 社団・財団法人	

運営者	〔該当するものいずれか1つに○印〕
1. 社会福祉法人	6. NPO法人
2. 医療法人	7. その他の法人
3. 都道府県	8. 任意団体
4. 市町村(広域行政組合を含む)	9. その他 (具体的に:)
5. 社団・財団法人	

※「性・年齢階級別」20歳未満男性～75歳以上女性の計と、「平成22年6月30日現在の利用実人員」合計と同数となるよう記入すること。
※宿泊型自立訓練を行う事業所にあつては、宿泊型自立訓練に係る定員を記入すること。

定員	平成22年6月30日現在の利用実人員数										
	合計	性・年齢階級別									
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性

個票22 精神障害者社会復帰施設等の状況【通所系】

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

改正前の精神保健福祉法に基づく届出があった事業所等についてはすべて対象とする。

事業所等名

事業の種類 [該当するものすべてに○印]

- 1. 通所授産施設
- 2. 小規模通所授産施設
- 3. 福祉工場

本調査の依頼先(個票の作成)は、事業所単位で作成すること。
つまり、1法人で複数の事業所がある場合は複数枚作成すること。

開設者 [該当するものいずれか1つに○印]

1. 社会福祉法人	6. NPO法人
2. 医療法人	7. その他の法人
3. 都道府県	8. 任意団体
4. 市町村(広域行政組合を含む)	9. その他
5. 社団・財団法人	(具体的に:)

運営者 [該当するものいずれか1つに○印]

1. 社会福祉法人	6. NPO法人
2. 医療法人	7. その他の法人
3. 都道府県	8. 任意団体
4. 市町村(広域行政組合を含む)	9. その他
5. 社団・財団法人	(具体的に:)

※「性・年齢階級別」20歳未満男性～75歳以上女性の計と、「平成22年6月30日現在の利用実人員」合計と同数となるよう記入すること。
※「事業の種類」欄で○印を付した事業についてそれぞれ記入すること。

	定員	平成22年6月30日現在の登録利用者数											平成22年 6月1ヶ月の 稼働日数
		合計	性・年齢階級別										
			20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
通所授産施設													
小規模通所授産施設													
福祉工場													